

## 本当にあった相続事例⑩社長貸付金

### 多額の社長貸付金にご用心

今回は、中小企業の経営者の方のご相談についてお話しします。その会社は資本金 1,000 万円、家族経営で社長が 80%、役員である社長の妻が 20%の株式を保有していました。また長年の営業赤字で繰越損失が 5 億円、運転資金は社長からの累計 10 億円もの借入金で凌ぐ状況でした。社長が保有する法人の株式評価はゼロでしたが、このままでは、10 億円もの会社への貸付債権が、社長の相続財産となってしまいます。

このような試算表の負債の部で、膨大な役員(社長)からの借入金が残ってしまっている会社は珍しくありませんが、その借入金額が大きくなると、自己資本比率が悪化し、金融機関から見ると会社の財務体質の評価を下げてしまいます。その上、上記のように社長に万が一のことがあった時に、社長からの借入金の帳簿価額がそのまま相続財産の一部として課税されてしまうのです。そこで今回は、役員借入金を減らす方法の一つとして、債務免除という方法についてお話しします。

### 役員借入金の債務免除の注意点

債務免除を受ける場合には、会社が債務免除益として益金に加算する必要があります。5 億円債務免除すると

〈仕訳〉役員借入金 5 億円/ 債務免除益 5 億円 となります。

このように債務免除を受けると会社の益金(収入)の扱いになりますので、会社の利益がその分増加し法人税の負担になることがあります。そこで、前回税務署に提出した法人税の申告書の表紙[別表一(一)]の 27 番「翌期へ繰り越す欠損金…5 億円」この金額の範囲内で債務免除益を計上すると、法人税の課税はありません。

### 他の株主に贈与税がかかることも

会社が税の負担なく債務の免除を受けられたとしても、注意しなければならないのが、債務免除により他の株主に贈与税がかかることがあるということです。債務免除を行うことによって、会社の財務体質が良くなり、通常会社の株価が上がることとなります。その結果、株主の所有する株式の評価も高くなるのです。

債務免除した社長が 100%株主であれば問題ありません。しかし、20%を社長の妻が保有していますので、株式の価値の増加額に相当する金額を、債務免除した人(社長)から贈与によって取得したものと取り扱われることになってしまうのです。

債務免除した同額分株式の評価額が上がるわけではありませんが、ほかに贈与がない場合、贈与を受けた金額が年間 110 万円を超えると贈与税が発生しますので、その負担にも注意しながら債務免除することが必要です。

さらに債務免除の金額にもよりますが、出来れば、社長が会社に対して債権を放棄するという「債権放棄の通知書」を作成して、債務免除の理由も明らかにしておきましょう。

### 社長からの借入金をこれから増やさないように

せっかく債務免除したものの、同額の役員報酬を計上し続け、また借入金が増えていったりしないように、役員報酬を見直し、減額分を借入金(役員)の返済に充てることも視野に入れて考える必要があります。

但し役員報酬を減額するということは、会社の利益が増加することになりますので、経営状況を考慮した見直しが必要です。会社の業績が変化すると、期中であっても、毎月支払う役員報酬の改定(増額・減額)を検討する可能性があります。改定の理由によっては、税務上その一部が損金として認められない場合がありますので注意しましょう。